

公益通報を理由とする不利益取扱いに対する刑事罰の法定刑について

令和 6 年 11 月
消 費 者 庁

1. 基本犯の法定刑について

公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いは、国民の生命、身体、財産その他の利益を保護するために公益通報をした者に対して不利益を与えるものであって、公益通報者保護法の趣旨を損なう加害行為であり、かつ、当該事業者内や更には社会全体において、不正を覚知した者が通報することに萎縮が生じてしまう点においても違法性が高く罰則の導入を検討する必要がある。

また、通報対象事実には、直接罰の対象となる重大な犯罪もあれば、過料対象事実や間接罰にとどまるものもあることから、個別事案の刑事罰の適用にあたっては、事案の内容に応じた量刑の判断がなされる必要がある。

なお、個別の法律において行政機関に対する申告を理由とする不利益取扱いに対して刑事罰を規定しているものでは、個人に対する法定刑は別表のとおりであり、不正による社会的被害の程度を加味した法定刑が設定されているものと考えられる。

2. 法人に対する法定刑について

両罰規定を設ける場合、法人に対する法定刑はどのように考えるべきか。

法人による犯罪について、当該犯罪の重大性と刑罰の均衡を確保し、法人による犯罪を一般的に抑止するとともに再犯を防ぐという刑罰の基本的目的を達成するという見地に基づき、法人と自然人の資力格差、本条の法定刑に定められている自由刑との比較等の観点から、法人に対する罰金額を引き上げる規定が設けられることがある（法人重課と呼ばれる。）^{1, 2}。

海外では、法人に対する制裁は個人に対するものよりも重くすることが一般的であるところ、公益通報者保護制度における不利益取扱いに対する刑事罰についても、

- ・ フランスでは、個人に対しては懲役 3 年及び 4 万 5000 ユーロの罰金が規定されているのに対して、法人に対しては 22 万 5000 ユーロの罰金が規定されている
- ・ ドイツでは、個人に対しては 5 万ユーロ以下の過料が規定されているのに対し、法人に対しては 50 万ユーロ以下の過料が規定されている

というように、法人に対する罰金額が個人に対するものよりも重く規定されている。

不利益取扱いに対する刑事罰については、法人重課の必要性との関係では、次のような特徴があると考えられる。

① 悪質性及び公益通報者保護制度の信頼性への影響

公益通報を理由とする不利益な取扱いは、当該公益通報者が労働者としての立場において不利益を受けるのみならず、事業者内における他の労働者や、更には社会全体に対して、公益通報の萎縮効果を与えるものである。

¹ 山本和昭「両罰規定における業務主に対する罰金額と行為者に対する罰金額の連動の切離しについて」判例時報 1402 号 5～6 頁

² 法人重課は、平成 3 年法制審議会刑事法部会を経て、平成 4 年以降順次規定されている。

② 違反によって事業者が得る利益や社会的被害の大きさ

必ずしも公益通報を理由とする不利益な取扱い自体で事業者が利益を得るものとはいえないものの、通報対象事実となる違法行為の中には、事業者の利益追求や、そのためのプレッシャーが原因となるものもあり、当該違法行為による社会的被害が甚大なものもある。

③ 事業者の資力

公益通報に対する不利益な取扱いをした場合に処罰対象となる事業者は、業種や規模を問わずあらゆる事業者であって、資力も様々であるものの、一般的にみて自然人と比較すれば事業者の資力が大きいといえる。

④ 事業者に対して強い抑止力を働かせる必要性

公益通報を理由とする不利益な取扱いは、その行為者（典型的には、経営者、人事担当者及び公益通報者の上司が想定される。）の個人的利益の実現のために行われるのではなく、事業者にとって不都合な事実を隠蔽するため、あるいは不都合な事実を露見させた者に報復するために行われることが典型的に想定される。

本来、事業者は、従業員による不利益取扱いが生じないよう、防止措置を講ずる立場にあるが、不利益な取扱いのうち、少なくとも解雇及び懲戒は事業者の意思決定として行われるものであり、事業者自ら違法行為をしているものといえる。

これらを踏まえ、公益通報を理由とする不利益な取扱いに対する刑事罰については、法人重課を採用することが考えられるが、どうか³。

なお、我が国において、初めて法人重課が導入されたのは、証券取引法（現金融商品取引法）の平成4年改正で、相場操縦的な行為や損失補填等に対する法人の罰金の上限を300万円から3億円に、100万円から1億円にそれぞれ引き上げている。

³ なお、岸田雅雄監修『注釈金融商品取引法【改訂新版】[第4巻]不公正取引規制』（金融財政事情研究会、2022年）945頁〔弥永真生執筆〕では、「法人重課の場合には、個人に対する罰金額の上限の100倍とされることが多」と指摘されている。

(別表)

法律及び条項	個人に対する刑事罰		両罰規定	
	導入された時期	法定刑	有無	法人重課
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第 66 条第 2 項、第 78 条第 28 号)	平成 11 年改正時	1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金又はその併科	○	1 億円以下の罰金(平成 14 年改正で導入)
鉱山保安法(第 50 条第 2 項、第 61 条第 6 号)	昭和 24 年制定時	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	○	なし
労働安全衛生法(第 97 条第 2 項、第 119 条第 1 号)	昭和 47 年制定時	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	○	なし
労働基準法(第 104 条第 2 項、第 119 条第 1 号)	昭和 22 年制定時	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	○	なし
船員法(第 112 条第 2 項、第 130 条)	昭和 22 年制定時		○	なし
最低賃金法(第 34 条第 2 項、第 39 条)	平成 19 年改正時		○	なし
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第 49 条の 3 第 2 項、第 60 条第 2 号)	平成 11 年改正時		○	なし
港湾労働法(第 44 条第 2 項、第 49 条第 1 号)	平成 12 年改正時		○	なし
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(第 49 条第 2 項、第 111 条第 7 号)	平成 28 年制定時		○	なし
船員災害防止活動の促進に関する法律(第 64 条第 2 項、第 67 条)	昭和 57 年改正時	6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金	○	なし
賃金の支払の確保等に関する法律(第 14 条第 2 項、第 17 条)	昭和 51 年制定時		○	なし
じん肺法(第 43 条の 2 第 2 項、第 45 条第 1 号)	昭和 52 年改正時	30 万円以下の罰金	○	なし

(以 上)